

(仮称) 厚木市いじめ防止対策推進条例の制定方針について

1 条例制定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。単に学校における児童生徒間の問題ではなく、保護者や地域を含めた社会全体で向き合うべき課題となっています。

現行のいじめ防止対策については、主に学校、教育委員会によりいじめの未然防止や認知の取組が積極的に行われ、認知されたいじめの大半が解消されています。

一方で、長期化、重大化した事案では、学校という枠組みの中だけでは解決が困難なケースも少なくありません。特に児童生徒や保護者がそれまでの経緯の中で、学校に対して不信感を抱いてしまった場合や、いじめの背景に家庭環境や福祉的要因が深く根ざしている場合など、様々な要因により、いじめの重大事態となることがあるため、より多角的な視点からの対応が求められています。

こうした課題に対応するため、市長部局と教育委員会等が連携してこどもの権利の保障を図ることを目的とした、(仮称) 厚木市いじめ防止対策推進条例を制定するものです。

本市独自の取組として、未然防止のための取組を含めた現行の体制の強化を図るとともに、いじめの長期化、重大化が危惧される事案に対し、学校外からのアプローチができる新たな仕組みを構築します。

2 いじめ防止対策の現状と背景

(1) 国等の動向

平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)が制定されました。法は、「いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない」という基本理念の下、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的としています。

同年、国は、法に義務付けられている「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、県も同様に、平成 26 年に「神奈川県いじめ防止基本方針」を策定しています。

近年では、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が設置され、こどもの権利と尊厳を強化し、こどもの幸せを第一に考えるための法律として、「こども基本法」が施行されました。このこども基本法の理念に基づき、こども政策の基本方針を示す「こども大綱」が令和 5 年 12 月に閣議決定され、こどもの権利保障や子育て支援、貧困対策の対応などに加え、いじめ防止対策として地方公共団体の首長部局と教育委員会の連携促進が盛り込まれています。

また、令和6年5月には、「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。この計画では、学童期・思春期におけるいじめの長期化、重大化を防ぐため、学校外からのアプローチとして地方公共団体の首長部局によるいじめの相談から解消までの、手法の開発・実証の取組を推進しており、既に先進都市による取組が行われています。

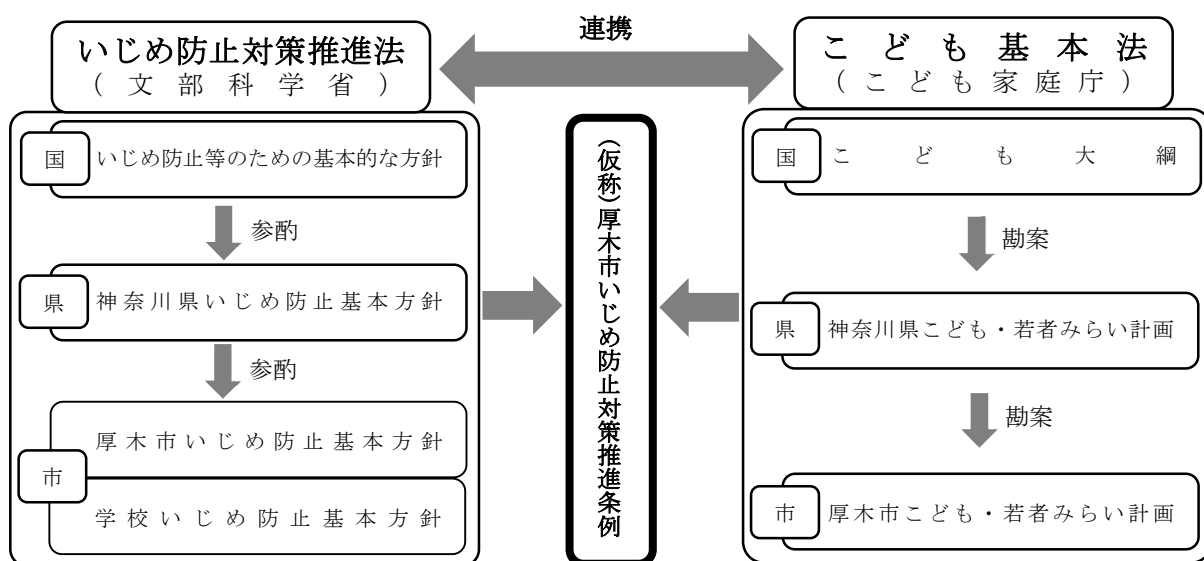
(2) 厚木市の現状

本市においても国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、平成26年にいじめの防止等に向けた総合的な対策を推進するため、「厚木市いじめ防止基本方針」を策定しています。方針では、こどもから大人まで全ての市民が、それぞれの立場でいじめ防止のために意識したいことや、家庭、学校、地域社会、市長、教育委員会等が行うべき取組等を示し、本市におけるいじめ防止対策が行われています。

また、令和7年3月に「こども・若者みらい計画」が策定され、いじめ防止対策の体制構築を推進するため、同年4月に、関係各課等長による「いじめ防止対策検討プロジェクトチーム」を設置し、先進都市への視察や、いじめ防止対策の仕組みづくり等活発な議論を重ねてきました。

3 条例の位置付け

本条例は、本市としていじめに対する姿勢と考え方を明確にするとともに、国のこども大綱を勘案して策定した「こども・若者みらい計画」を踏まえ、本市独自に条例を制定することで、いじめ防止対策の仕組みづくりを積極的に図り、こどもの権利が保障される社会を目指します。



4 条例制定に当たって考慮する事項

(1) 市長部局への相談窓口の新設

いじめに関する相談を学校や教育委員会にしにくい場合等においても、いじめの相談ができる選択肢を増やすために、市長部局に相談窓口を新設する必要があります。

なお、いじめの解消に向けた直接的な支援は、これまでどおり学校や教育委員会が中心となって行います。

(2) 対応範囲

条例の対応範囲は、本市として責任を持って対応できる市立の小中学校としますが、いじめの情報提供や相談は全ての市民から受けます。

なお、条例の対応範囲外の県立の学校や私立の学校については所轄庁が県となるため、受けた相談については、県の所管部署へとつなぐ仕組みを整備する必要があります。

(3) 情報共有や連携体制の整備

相談の内容や対応状況について、市長部局と教育委員会との情報共有や連携を図るため、新たに会議体を設置する必要があります。

また、いじめの背景に家庭環境や福祉的要因が確認された場合には、適切な支援につなげることができるよう、必要に応じて関係部署を加えて対応を協議できる体制を整備します。

(4) いじめ防止対策のための組織等の整備

地域関係団体との連携を深めるため、法の第14条1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を新たに設置するとともに、現行の「いじめ防止基本方針」についても、近年の国の動向や社会情勢の変化を踏まえ改定する必要があります。

5 条例制定により期待される効果

学校や教育委員会からは独立した市長部局の相談先という選択肢が増えることで、より誰もが相談しやすい環境となり、いじめの防止等に向けて市長部局が積極的に関与することで、より多角的な視点からいじめに対応する体制が充実し、当事者とその保護者の安心につながります。

また、本市としてのいじめに対する考え方、姿勢を明確にすることで、いじめに対する意識が高まるとともに、地域社会全体としていじめを許さない気運の醸成につながることを期待されます。

6 現行条例の整理

現行の「厚木市いじめ防止対策委員会及び厚木市いじめ問題調査委員会設置条例」を廃止し、本条例に統合します。

なお、両委員会について必要な事項は規則として定めます。

7 主な条例制定スケジュール

8 月	経営戦略調整会議・経営戦略会議（条例制定方針案）
10 月	意見交換会（条例骨子案）
12 月	厚木市人権施策推進協議会（条例骨子案）
令和 9 年 1 月	経営戦略調整会議・経営戦略会議 （条例骨子案・パブリックコメントの実施）
3 月	パブリックコメント
4 月	経営戦略調整会議・経営戦略会議（パブリックコメントの結果・条例案）
7 月	例規審査会
9 月	市議会定例会上程
10～12 月	条例施行準備・周知等
令和 10 年 1 月	条例施行